

障 発 1121 第 1 号
こ 支 障 第 406 号
令和 7 年 11 月 21 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号）の一部が令和 7 年 12 月 1 日に施行されることに伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令」（令和 7 年政令第 387 号）が本日公布されたところです。

本政令の内容は別添 1 及び別添 2 のとおりですので、御了知の上、必要に応じて関係団体、関係機関等に周知願います。

なお、匿名障害福祉等関連情報及び匿名障害児福祉等関連情報の利用等に係る改正事項については、今後、必要な省令及び府令の改正等を行うこととしており、その内容は別途通知する予定です。

別添 1 官報

別添 2 政令の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の二の十一第一項及び第二項並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十三の十一第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）
第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条の二・第四十三条の三」を「第四十四条・第四十五条」に、「第四十三条の四・第四十三条の六」を「第四十六条―第四十八条」に、「第三章 障害者支援施設（第四十三条の七）」を「第四章 手数料（第五十条・第五十一条）」に、「第四章」を「第五章」に、「第四十四条―第四十五条の三」を「第五十二条―第五十五条」に、「第五章」を「第六章」に、「第四十六条―第五十条」を「第五十六条―第六十条」に、「第六章」を「第七章」に、「第五十一条―第五十五条」を「第六十一条―第六十五条」に改める。

第十七条中「第四十三條の五第三項」を「第四十七條第三項」に改め、同条第四号中「第四十三條の三第二号、第四十三條の四第五項第二号及び第四十三條の五第六項」を「第四十五條第二号、第四十六條第五項第二号及び第四十七條第六項」に改める。

第二十六條中「第五十二條第一項各号」を「第五十五條」に改める。

第五十五條中「第五十二條第一項各号」を「第六十二條第一項各号」に改め、同条を第六十五條とし、第五十四條を第六十四條とし、第五十一條から第五十三條までを十條ずつ繰り下げ、第六章を第七章とする。

第五章中第五十條を第六十條とし、第四十七條から第四十九條までを十條ずつ繰り下げる。

第四十六條中「第四十八條第一項」を「第五十八條第一項」に改め、同条を第五十六條とし、第五章を第六章とする。

第四十五條の三(昭和二十二年法律第六十七号)を削り、第四章中同条を第五十五條とし、第四十五條の二を第五十四條とし、第四十五條を第五十三條とし、第四十四條を第五十二條とし、第四章を第五章とする。

第三章中第四十三條の七を第四十九條とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章 手数料

第五十條 法第八十九條の二の十一第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報利用者(法第八十九條の二の四に規定する匿名障害福祉等関連情報利用者)をいう。次条第二項及び第三項において同じ。が納付すべき手数料の額は、匿名障害福祉等関連情報(法第八十九條の二の三第一項に規定する匿名障害福祉等関連情報)をいう。次条第三項において同じ。の提供に要する時間一時間までとて七千八百円とする。

2 前項の手数料は、主務省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第八十九條の二の十一第一項の規定により連合会等(法第八十九條の二の十に規定する連合会等)をいう。次条第三項において同じ。に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第五十一條 法第八十九條の二の十一第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第八十九條の二の三第一項第一号に掲げる者

二 法第八十九條の二の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二條の二(同法第二百八十三條第一項の規定により適用する場合を含む。)(規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六條第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。))を行う者

三 法第八十九條の二の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。))を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2 主務大臣は、匿名障害福祉等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第八十九條の二の十一第一項の手数料を免除する。

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名障害福祉等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を主務大臣(法第八十九條の二の十の規定により主務大臣からの委託を受けて、連合会等が法第八十九條の二の三第一項の規定による匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、連合会等)に提出しなければならない。第二章第六節中第四十三條の六を第四十八條とし、第四十三條の五を第四十七條とし、第四十三條の四を第四十六條とする。

第四十三條の三中「第四十三條の五第一項第二号」を「第四十七條第一項第二号」に改め、第二章第五節中同条を第四十五條とする。

第四十三條の二第二項中「第四十三條の五第一項」を「第四十七條第一項」に改め、同条を第四十四條とする。

附則第二条の二中「第五十二條第一項各号」を「第六十二條第一項各号」に改める。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第二条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條を削り、第三十二條を第三十一條とし、第三十三條を第三十二條とし、同条の次に次の二條を加える。

第三十三條 法第三十三條の二十三の十一第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報利用者(法第三十三條の二十三の四に規定する匿名障害福祉等関連情報利用者)をいう。次条第二項及び第三項において同じ。が納付すべき手数料の額は、匿名障害福祉等関連情報(法第三十三條の二十三の三第一項に規定する匿名障害福祉等関連情報)をいう。次条第三項において同じ。の提供に要する時間一時間までとて七千八百円とする。

前項の手数料は、内閣府令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第三十三條の二十三の十一第一項の規定により連合会等(法第三十三條の二十三の十に規定する連合会等)をいう。次条第三項において同じ。に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第三十三條の二 法第三十三條の二十三の十一第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第三十三條の二十三の三第一項第一号に掲げる者

二 法第三十三條の二十三の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二條の二(同法第二百八十三條第一項の規定により適用する場合を含む。)(規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第十六條第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。))を行う者

三 法第三十三條の二十三の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。))を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

内閣総理大臣は、匿名障害福祉等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第三十三條の二十三の十一第一項の手数料を免除する。

前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名障害福祉等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を内閣総理大臣(法第三十三條の二十三の十の規定により内閣総理大臣からの委託を受けて、連合会等が法第三十三條の二十三の三第一項の規定による匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、連合会等)に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
第百七十四條の三十二第三項及び第百七十四條の四十九の十二第二項中「第四十三條の七第一項」を「第四十九條第一項」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第二十三号中「第四十三條の三、第四十三條の四第五項及び第四十三條の五第六項」を「第四十五條、第四十六條第五項及び第四十七條第六項」に改める。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第四条 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項第八号及び第四項中「第四十三条の七」を「第四十九条」に改める。

(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等)についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正)

第五条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十三条の五第一項」を「第四十七条第一項」に、「第四十三条の六」を「第四十八条」に改め、同条第四項中「第四十三条の三」を「第四十五条」に改める。

附則第三条第三項中「第四十三条の三」を「第四十五条」に改める。

内閣総理大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 上野賢一郎

別添 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 387 号）について

※令和 7 年 11 月 21 日公布

1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）の一部が、令和 7 年 12 月 1 日に施行されることに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）及び児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）の改正等を行うもの。

2. 政令の概要

- 改正内容は以下のとおり。
 - ① 改正法第 3 条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉に係るデータベース及び改正法第 6 条の規定による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児福祉に係るデータベースの整備について、改正法による改正後の障害者総合支援法第 89 条の 2 の 11 第 1 項及び第 2 項並びに児童福祉法第 33 条の 23 の 11 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、匿名障害福祉等関連情報利用者及び匿名障害児福祉等関連情報利用者が納める手数料の額を規定するとともに、手数料を免除することができる者を規定する。
 - ② 上記のほか、改正法の施行に伴う所要の改正を行う。

3. 施行期日等

- この政令は、令和 7 年 12 月 1 日から施行することとした。